

○野木ブランド認定要綱

平成23年3月30日告示第30号

改正

平成30年2月1日告示第14号

令和3年12月1日告示第155号

令和4年3月11日告示第34号

(目的)

第1条 この要綱は、野木町内の優れた地域資源や特産品を「野木ブランド」(以下「ブランド」という。)として確立し、販路の拡大等によって町の知名度、イメージアップの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認定品 認定の申請があったもののうち、認定審査基準に適合するものとして町長が認定したものをいう。

(2) 認定事業者 ブランドの認定を受けた者をいう。

(推進本部)

第3条 町長は、ブランドに関する事項を審議するため、野木ブランド推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

2 推進本部の組織運営に関し、必要な事項は別に定める。

(認定審議会)

第4条 町長は、ブランドの認定のための諮問機関として、野木ブランド認定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の組織運営に関し、必要な事項は別に定める。

(認定審査基準)

第5条 町長は、ブランドの認定審査基準を別に定める。

(申請者の要件)

第6条 ブランドの認定を申請できる者の要件は、次の要件を満たす者とする。

(1) 町税を完納していること。

(2) 過去5年以内に問題又は事故を起こしていないこと。

(3) 審議会の委員又はモニターでないこと。

(申請商品)

第7条 ブランド認定を申請する商品等(以下「申請商品」という。)は、以下のとおりとする。

(1) 一次産品、加工品、工芸品又は町内産業の製品・技術等であって、原則

として野木町を含む栃木県内で生産、製造もしくは加工されたもの又は町

内の生産物を材料として製造もしくは加工されたもの。

(2) 認定申請のためだけに特別に加工され、又は製造されたものでないこと。

(募集期間)

第8条 ブランドの認定申請は、年1回期間を定めて募集する。

(認定の申請)

第9条 ブランドの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、野木ブランド認定申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）等を町長に提出するものとする。

2 申請者は、審査に必要な数量の申請商品を提出するものとする。

(報告及び調査)

第10条 町長は、審査を行うために必要があると認めるときは、申請者に対して必要な報告を求め、又は申請商品に関するすべてを調査することができる。その際の費用は、申請者の負担とする。

(認定の決定)

第11条 町長は、推進本部の審議の結果、認定審査基準に適合すると認められたときは、審議会に諮った後、承認するものとする。

2 町長は、前項の承認をした場合は認定事業者に対して野木ブランド認定証（別記様式第2号）を交付するものとする。

(認定の有効期間及び認定の更新)

第12条 ブランドの認定の有効期限は、認定のあった日から3年とする。

2 ブランドの認定の有効期間が満了となる場合において、引き続き認定を希望する場合は、申請書を提出するものとする。

3 町長は、前項の規定により提出された申請書に変更がないと認めるときは、認定事業者に対して再度認定証を交付するものとする。

(認定の表示)

第13条 認定事業者は、認定品及び認定品の包装、容器等にブランドとして認定を受けたものである「野木ブランド認定証」を表示することができる。

(認定内容の変更)

第14条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに野木ブランド認定申請書事項変更届出書（別記様式第3号）を、町長に提出しなければならない。

(1) 認定品の申請者の氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき。

(2) 認定品の名称を変更したとき。

(3) 認定品の生産又は製造を廃止若しくは販売を中止したとき。

(4) 認定品の包装又は容器に係るデザインを著しく変更したとき。

(5) その他申請書記載事項等に変更が生じたとき。

(認定の取消し)

第15条 町長は、認定品及び認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると

きは、推進本部の審議を経て認定を取消することができる。

- (1) 認定を受ける要件又は資格を欠くに至ったとき。
- (2) 認定審査基準に適合しないと認められるとき。
- (3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (4) 認定品の生産又は製造を廃止若しくは1年以上中止したとき。
- (5) その他制度の運用に重要な支障をきたす行為があったとき。

2 町長は、認定を取消したときは、野木ブランド認定取消通知書（別記様式第4号）により認定事業者に通知する。

（認定事業者の責務）

第16条 認定事業者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、次に掲げる事項について特に留意しなければならない。

- (1) 認定品の生産、製造、販売等を通じて、当該認定品の情報発信を積極的に行い、野木町に対するイメージの向上につなげるよう努めること。
- (2) 認定品の計画的な生産、製造及び適正な品質管理並びに流通体制の整備に努めること。

2 認定品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、認定事業者が責任を負うものとする。この場合において、認定事業者は当該問題の内容について、野木ブランド事故等発生報告書（別記様式第5号）により速やかに町長に報告しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。